

本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務委託
プロポーザル募集要項

1. 趣旨

この募集要項（以下「本要項」という。）は、本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務を受注する事業者のプロポーザルによる選考に関して、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

（1）業務名称

本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務（以下「本業務」という。）

（2）業務の目的

市では、J R高崎線の本庄駅を核とし、その北口駅前と周辺道路の整備を実施事業の柱とする「本庄駅北口周辺整備基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、令和4年2月に公表している。

計画では、北口駅前広場と隣接する民間所有地とを合わせた約2ヘクタールを「駅前街区」とし、その整備に向けた基本方針を「子ども達の声でにぎわい、全ての世代が安心して過ごせる空間づくり」としたうえで、周辺道路の整備とあわせ、必要な施策の実施を通じ、定住人口の増加とにぎわいの創出を目指すこととしている。

過年度において、市街地再開発事業により公共施設及び施設建築物の一体的整備を行うことを前提に検討を行ったが、建設費の高騰等を理由に現時点での事業成立が困難と判断されたところである。

本業務では、計画及び過去に実施した検討の成果等を踏まえた上で、安全性・利便性に課題のある駅前広場等の先行的整備について、事業化に向けた検討を行うことを目的とする。

（3）業務内容

別紙「本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（4）履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

3. 提案上限額

提案上限額は金16,530,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。
業務委託料は令和7年度、全業務完了後に支払うものとする。

4. 実施型式

公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たすものとする。なお、本業務への参加形態が設計共同体の場合は、設計共同体としてこれらの要件を満たす必要がある。

- ① 本庄市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年本庄市告示第21号）に規定する令和7・8年度本庄市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③ 本プロポーザルの公告日（以下「公告日」という。）から過去2年間において施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- ④ 参加の申込みをした日から受注候補者決定の日までの間、本庄市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成18年本庄市告示第164号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 参加の申込みをした日から受注候補者決定の日までの間、本庄市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年本庄市告示第23号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ⑧ 国税、地方税を滞納していない者であること。
- ⑨ 本業務に対し、以下の資格と業務実績を有する業務の管理・統括を行う者（以下「管理技術者」という。）、業務を担当する者（以下「担当技術者」という。）を配置できること。なお、担当技術者は、最大3名の配置を可とする（【様式第6号】に登載要）とともに、うち1名は、以下の資格と業務実績を有する担当技術者とする。また、本業務への参加形態が設計共同体の場合、以下の資格と業務実績を有する管理技術者及び担当技術者は、設計共同体の代表構成員より選出するものとする。

ア 管理技術者

【資格】

- ・技術士（建設部門又は総合技術監理部門：都市及び地方計画）

【業務実績】

過去10年以内（平成27年4月1日～令和7年3月31日）に国や地方公共団体、独立行政法人、地方公共団体が設立した公社から発注された以下業務のいずれかの担当実績があること

- ・駅前広場の計画検討に関する業務
- ・土地区画整理事業の計画検討に関する業務

イ 担当技術者

【資格】

- ・土地区画整理士

【業務実績】

過去10年以内（平成27年4月1日～令和7年3月31日）に国や地方公共団体、独立行政法人、地方公共団体が設立した公社から発注された以下業務のいずれかの担当実績があること

- ・駅前広場の計画検討に関する業務
- ・土地区画整理事業の計画検討に関する業務

⑩ 企業単体又は設計共同体として、過去10年以内（平成27年4月1日～令和7年3月31日）に、国や地方公共団体、独立行政法人、地方公共団体が設立した公社から発注された以下業務のいずれかの履行実績があること。

- ・駅前広場の計画検討に関する業務
- ・土地区画整理事業の計画検討に関する業務

6. 失格基準

次の事項のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 本要項に定められた参加資格を満たさない場合
- ② 本要項に定められた提出方法によらず企画提案書及び添付様式（以下「企画提案書類」という。）が提出された場合
- ③ 本要項により提出を求められた企画提案書類について、記載すべき事項が記載されていない場合
- ④ 提出を求められた企画提案書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- ⑤ 本業務のプロポーザル手続において、不正行為が行われたことが判明した場合
- ⑥ 市が定める提案上限額を超えて業務委託料の提案をした場合
- ⑦ 著しく社会的信用を損なう行為等により、本業務の受注者としてふさわしくないと市が判断した場合

7. スケジュール（予定）

| | | | | |
|-------------------------------|----|----|----------|-------|
| 公募開始（公告日 募集要項等の公表・質問受付開始） | 令和 | 7年 | 4月 | 7日（月） |
| 質問書の提出期限 | 令和 | 7年 | 4月15日（火） | |
| 質問書の回答期限 | 令和 | 7年 | 4月21日（月） | |
| 参加申込書の提出期限 | 令和 | 7年 | 4月25日（金） | |
| 参加資格審査結果通知 | 令和 | 7年 | 5月2日（金） | |
| 企画提案書類の提出期限 | 令和 | 7年 | 5月14日（水） | |
| 第1次審査結果通知 | 令和 | 7年 | 5月19日（月） | |
| （→企画提案書の提出者が5者以下の場合は第1次審査を省略） | | | | |
| 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施 | 令和 | 7年 | 5月22日（木） | |
| | 又は | | | |
| | 令和 | 7年 | 5月23日（金） | |
| 審査結果通知 | 令和 | 7年 | 5月30日（金） | |

8. 参加申込・資格審査方法

（1）参加申込み

本プロポーザルへの参加申込みは、参加申込受付期間（下記（2）参照）内に参加申込書【様式第1号】、業務実施体制・配置予定者届出書【様式第6号】及び添付書類、同種業務の履行実績届出書【様式第7号】及び添付書類を本要項「16. 書類等提出及び問合せ先」へ電子メールの方法で提出すること。なお、提出データはPDFファイルとする。

【参加申込時 提出資料一覧】

| 提出資料【様式】 |
|-------------------------------|
| ①参加申込書【様式第1号】 |
| ②業務実施体制・配置予定者届出書【様式第6号】及び添付書類 |
| ③同種業務の履行実績届出書【様式第7号】及び添付書類 |

（2）参加申込受付期間

受付期間：公告日から令和7年4月25日（金）午後5時まで

※電子メール送信後は、午前8時30分から午後5時までの間に、電話により本要項「16. 書類等提出及び問合せ先」まで受信確認を行うこと。

（3）参加資格審査結果

参加資格審査結果は、参加希望者全てに対して、令和7年5月2日（金）午後5時までに、参加

資格審査結果通知書【様式第2号】により、電子メールにより通知する。

9. 参加辞退

本プロポーザルへの参加申込みを行った者は、企画提案書類の提出期限までは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、プロポーザル辞退届【様式第3号】を本要項「16. 書類等提出及び問合せ先」へ電子メールの方法で届出するものとする。なお、提出データはPDFファイルとする。

辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取扱いを受けるものではない。

一度提出し、受理されたプロポーザル辞退届を撤回することはできない。

10. 質問及び回答

(1) 質問の方法

質問は、本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務委託公募型プロポーザル質問書【様式第4号】(以下「質問書」という。)を使用し、以下のとおり行うこと。

- ① 質問書には、質問内容を簡潔に記載し、電子メールにて「sigaiti@city.honjo.lg.jp」まで送信すること。なお、電話・ファクシミリによる質問は受け付けない。
- ② 質問書は、公告日から令和7年4月15日(火)の午後5時までに提出すること。
- ③ 電子メール送信後は、午前8時30分から午後5時までの間に、電話により本要項「16. 書類等提出及び問合せ先」まで受信確認を行うこと。
- ④ 電子メールの件名は「(事業者名) 本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務委託公募型プロポーザルに関する質問書」とし、質問書以外のファイルは添付しないこと。

(2) 質問への回答

質問書への回答は、質問者に対し令和7年4月21日(月)午後5時までに電子メールにて行い、質問事項及びその回答を、随時本庄市ホームページに掲載する。なお、参加希望者は、質問書の提出の有無にかかわらず、本庄市ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認したうえで、参加申込みを行うこと。また、質問に対する回答の全ての内容は、全ての参加希望者に適用する。

11. 企画提案書類の作成、提出方法

参加資格審査により「参加資格有」と認められ、企画提案書類の提出依頼を受けた者(以下「提案者」)

という。)は、次に定める企画提案書類を本要項「16. 書類等提出及び問合せ先」へ電子メールで提出すること。提出データはPDFファイルとする。電子メール送信後は、午前8時30分から午後5時の間に、電話により本要項「16. 書類等提出及び問合せ先」まで受信確認を行うこと。

なお、受付期間中に企画提案書類の提出がない場合、又は提出された企画提案書類に不備がある場合は、本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とする。また、企画提案書類の受付後の再提出、差し替え等は認めない。

(1) 企画提案書類一覧

① 企画提案書類申請書【様式第5号】

- ・ 提出日、提案者の所在地、商号、連絡先等必要事項を全て記載すること。

② 企画提案書

- ・ 様式は、A4判、文字サイズ10.5ポイント以上、5ページ以内とする。
- ・ 本業務の仕様書について、提案者の基本的な考え方、手法、視点等を記載するとともに、提案者において工夫することや提案者の持つ技術力をどのように業務に活かすのかを示すこと。
- ・ 以下の項目については、評価基準表を基にそれぞれA4判1～2枚程度にまとめること。
 - ア 実現方策検討①
 - イ 実現方策検討②
- ・ 別表2「第2次審査評価基準」の評価区分「提案内容」に関する説明を必ず含めること。

③ 業務工程スケジュール表

- ・ 様式は任意とし、A4判で1ページとする。
- ・ 本業務の業務工程スケジュールを明らかにすること。

④ 業務実施体制・配置予定者届出書【様式第6号】及び添付書類

- ・ 本業務を実施するに当たっての管理技術者及び担当技術者の体制を記載すること。
- ・ 本様式で示す添付書類を添付すること。
- ・ 本業務に従事する管理技術者及び担当技術者がそれぞれ以下の資格と実績を保有している場合は、その旨を本様式に記載すること。

ア 管理技術者

【資格】

- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門：都市及び地方計画）
- ・ 土地区画整理士
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門：道路）

※「5. 参加資格要件」⑨に基づき、技術士（建設部門又は総合技術監理部門：都市及び地方計画）の資格を必ず記載すること。

【業務実績】

過去10年以内（平成27年4月1日～令和7年3月31日）に国や地方公共団体、

独立行政法人、地方公共団体が設立した公社から発注された以下業務の担当実績

- ・駅前広場の計画検討に関する業務
- ・土地区画整理事業の計画検討に関する業務
- ・既成市街地のエリアマネジメントの計画検討に関する業務

イ 担当技術者（最大3名まで）

【資格】

- ・土地区画整理士
- ・技術士（建設部門又は総合技術監理部門：都市及び地方計画）
- ・技術士（建設部門又は総合技術監理部門：道路）

※「5. 参加資格要件」⑨に基づき、最大3名のうち1名は土地区画整理士の資格を必ず記載すること

【業務実績】

過去10年以内（平成27年4月1日～令和7年3月31日）に国や地方公共団体、独立行政法人、地方公共団体が設立した公社から発注された以下業務の担当実績

- ・駅前広場の計画検討に関する業務
- ・土地区画整理事業の計画検討に関する業務
- ・既成市街地のエリアマネジメントの計画検討に関する業務

⑤ 同種業務の履行実績届出書【様式第7号】及び添付書類

- ・ 過去10年以内（平成27年4月1日～令和7年3月31日）に国や地方公共団体、独立行政法人、地方公共団体が設立した公社から発注された以下業務の履行実績
 - ア 駅前広場の計画検討に関する業務
 - イ 土地区画整理事業の計画検討に関する業務
 - ウ 既成市街地のエリアマネジメントの計画検討に関する業務
- ・ 本様式で示す添付書類を添付のこと。

⑥ 見積書

- ・ 様式は任意とし、見積書合計額（消費税等相当額を含む。以下「見積額」という。）を記載すること。なお、合計金額のみでなく、見積り内訳について可能な限り記載すること。

【企画提案時 提出資料一覧表】

| 提出資料【様式】 |
|-------------------------------|
| ①企画提案書類申請書【様式第5号】 |
| ②企画提案書 |
| ③業務工程スケジュール |
| ④業務実施体制・配置予定者届出書【様式第6号】及び添付書類 |
| ⑤同種業務の履行実績届出書【様式第7号】及び添付書類 |
| ⑥見積書 |

(2) 企画提案書類提出に当たっての注意事項

- ① 様式やページ数の指定があるものについては、指定された様式とページ数により作成すること。
- ② 専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ③ 企画提案書、業務工程スケジュールは作成した会社等が推定できるような記述、ロゴ等の挿入を行わないこと。

(3) 企画提案書類受付期間

受付期間：令和7年5月12日（月）から令和7年5月14日（水）午後5時まで

※電子メール送信後は、午前8時30分から午後5時までの間に、電話により本要項「16. 書類等提出及び問合せ先」まで受信確認を行うこと。

12. 選定方法及び評価基準

本業務の受注候補者の選定については、本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務委託プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(1) 審査の方法

審査は、第1次審査（ただし、企画提案書の提出者が5者以下の場合は審査を省略）及び第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、提案者ごとに審査項目に対して審査点を付与する。

(2) 評価の基準

評価基準は、【別表1】第1次審査評価基準及び【別表2】第2次審査評価基準のとおりとする。

(3) 提案者が少数であった場合

提案者が5者以下であった場合、第1次審査は省略する。なお、提案者が1者の場合であっても、第2次審査は実施する。

13. 第1次審査の実施

委員会は、企画提案書類について、【別表1】第1次審査評価基準に基づき審査を実施する。

(1) 失格基準

次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。

- ① 見積書の見積額が提案上限額を超えている場合
- ② 企画提案書類について、定めた提出方法、提出先、企画提案書類受付期限に適合しない場合
- ③ 企画提案書類に不備がある場合、又は企画提案書類の内容に虚偽があることが明らかな場合
- ④ 書類審査を省略した場合であっても、前各号のいずれかに該当する場合は審査の対象から除外する。

(2) 第2次審査参加資格者の選定（第1次審査を実施した場合）

審査項目ごとに各社の平均点を算出し（小数点第二位以下切捨て）、各審査項目の平均点を合算した第1次審査項目の総得点の上位5者以内を第2次審査参加資格者として選定する。なお、第1次審査項目の総得点と同点の場合、見積額の安価な参加者を上位として選定する。見積額も同額の場合は、委員長の決するところとする。

(3) 審査結果の通知（第1次審査を実施した場合）

第1次審査による審査結果は、審査を受けた全ての者に対して令和7年5月19日（月）午後5時までに、第1次審査結果通知書【様式第8号】により、電子メールにて通知する。

(4) 受注候補者とならなかった理由にかかる説明要求（第1次審査を実施した場合）

受注候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面（様式自由、電子メール可）により、その理由について説明を求めることができる。

(5) 受注候補者とならなかった理由にかかる書面回答（第1次審査を実施した場合）

受注候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して5日（市の休日を除く。）以内に、書面により回答しなければならない。

1.4. 第2次審査の実施

委員会は、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容を理解し、本業務の受注候補者を決定するため、第2次審査参加資格者に対し、【別表2】第2次審査評価基準に基づき第2次審査を実施する。

(1) 第2次審査の日時及び場所

第2次審査の日時及び場所は、以下のとおりとする。

- ① 日時 令和7年5月22日（木）又は23日（金）（時間未定）

※第2次審査の順番は参加申込順とする。

- ② 場所 本庄市役所 会議室（予定）

*時間、場所等の詳細は、各第2次審査参加者へ個別に通知する。

（2）第2次審査の概要

第2次審査の概要は以下のとおりとする。

- ① 提案者からの企画提案書類に関する概要説明（プレゼンテーション） 15分以内
- ② 委員会から提案者へのヒアリング 15分程度
- ③ 提案者の出席者は、様式第6号に記載した管理技術者及び担当技術者のうち3名以内とする。
- ④ 管理技術者は必ず出席することとし、企画提案書類に関するプレゼンテーションは、原則として管理技術者が行うこととする（急病等やむを得ない理由により出席できない場合は、事前に発注者の承諾を得ることとする。）。ただし、委員会からの提案者へのヒアリングに係る、委員会への応答については、その限りではない。
- ⑤ 事業者名が特定できるようなもの（名札やバッジ等）は着用せず、審査中は事業者名を名乗らないこと。
- ⑥ 機器類の準備について、スクリーン、プロジェクタ、プロジェクタ用ケーブル、電源は本市が準備するが、その他必要な機器（パソコン等）については、提案者が準備すること。
- ⑦ プレゼンテーションは提出資料を用いて行うこと。ただし、Microsoft PowerPoint の使用は認める。なお、説明用の追加資料の提示及び配布は認めない。
- ⑧ プレゼンテーション実施予定時期において、不測の事態等により第2次審査の実施や参加が困難となった場合には、第2次審査の中止や実施方法の変更を行う可能性がある。その場合は、市から第2次審査参加者へ別途通知する。

（3）失格基準

次のいずれかに該当する場合は、審査対象から除外する。

- ① 企画提案書類の提案内容に虚偽があることが明らかな場合
- ② 提案者が審査委員等関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- ③ 前項に違反した場合、第2次審査を欠席した場合又は委員長の指示に従わなかった場合

（4）受注候補者及び次点候補者の選定

各委員の審査点について、審査項目ごとに平均点を算出し（小数点第二位以下切捨て）、各審査項目の平均点を合算した第2次審査項目の総得点が最も高い提案者を本業務の受注候補者とし、総得点が受注候補者に次いで高い提案者を次点候補者に決定する。第一次審査を省略した場合も同様と

する。

ただし、受注候補者及び次点候補者となる者は、第2次審査項目の総得点が配点合計の50%以上である者とする。

なお、総得点が同点の場合は、見積額の安価な提案者を上位として選定し、見積額も同額の場合は、委員長の決するところとする。

(5) 審査結果の通知

本プロポーザルの審査結果は、第2次審査を受けた全ての者に対して、令和7年5月30日(金)午後5時までに、プロポーザル審査結果通知書【様式第9号】により、電子メールにて通知する。

(6) 受注候補者とならなかった理由にかかる説明要求

受注候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日(市の休日を除く。)以内に、書面(様式自由、電子メール可)により、その理由について説明を求めることができる。

(7) 受注候補者とならなかった理由にかかる書面回答

受注候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して5日(市の休日を除く。)以内に、書面により回答しなければならない。

(8) その他

受注候補者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点候補者に書面により通知し、本業務に係る協議を行うものとする。なお、受注候補者と契約を締結した場合には、速やかに次点候補者に書面により通知するものとする。

15. その他

- ① 参加申込、企画提案書類の作成・提出、プレゼンテーション等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- ② 本業務のプロポーザル実施に当たり、不正行為を行った者又は提出を求められた企画提案書類に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。
- ③ 参加申込受付期間以降の参加申込書、企画提案書類受付期間以降の企画提案書類の追加提出、差し替え、撤回は原則として認めない。なお、企画提案書類の内容を確認するため、本市が追加資料を求める場合がある。
- ④ 電子メール等の返信事故について本市はいかなる責任も負わない。

- ⑤ 企画提案書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- ⑥ 提出書類は、参加事業者の正当な利益が害される恐れがあると市が認めた箇所（管理技術者等の個人情報、事業者のもつノウハウ等）を除き、原則、情報公開の対象となる。
- ⑦ 受注候補者を決定した後の契約手続は、本庄市契約規則（平成18年本庄市規則第49号）による。
- ⑧ 本プロポーザルの申込に際して、次の資料を参考資料とする。
 - 「本庄駅北口周辺整備基本計画」（本庄市ホームページに掲載）
 - 「3駅から始まる本庄版スーパー・シティプロジェクト」（本庄市ホームページ、埼玉県ホームページに掲載）

16. 書類等提出及び問合せ先

本庄市都市整備部市街地整備室 市街地整備係 担当：福島・長原・高柳

住 所：〒367-8501 埼玉県本庄市本庄三丁目5番3号

電 話：0495-25-1138(直通) FAX：0495-24-0242

E-Mail：sigaiti@city.honjo.lg.jp

本庄駅北口駅前広場等再整備方針検討業務委託

公募型プロポーザル評価基準表

【別表1】第1次審査評価基準

| | 評価区分 | | 評価項目 | 記載箇所 |
|------|-------|-------------------|--|-----------|
| 提案内容 | No.2 | 実現方策検討① | <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画との関連性 ・駅前広場等の整備方策 (※企画提案書のみで評価) | 仕様書 6(1) |
| | No.3 | 実現方策検討② | <ul style="list-style-type: none"> ・事業フレームの検討能力 ・スムーズな事業実現 (※企画提案書のみで評価) | 仕様書 6(1) |
| 事業者 | No.6 | 業務実施体制 (管理技術者) | <ul style="list-style-type: none"> ・保有資格 (※設計共同体の場合：代表構成員より選出) | 要項 11(1)④ |
| | No.7 | 業務実施体制 (管理技術者) | <ul style="list-style-type: none"> ・担当実績 (※設計共同体の場合：代表構成員より選出) | 要項 11(1)④ |
| | No.8 | 業務実施体制 (担当技術者) | <ul style="list-style-type: none"> ・保有資格 | 要項 11(1)④ |
| | No.9 | 業務実施体制 (担当技術者) | <ul style="list-style-type: none"> ・担当実績 | 要項 11(1)④ |
| | No.10 | 業務実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似業務の履行実績 | 要項 11(1)⑤ |
| 価格 | No.11 | 見積書 | <ul style="list-style-type: none"> ・価格の経済性 (※配点上限 + (1-提案額/最低額) × 2 × 配点上限) | 要項 11(1)⑥ |
| | No.12 | | <ul style="list-style-type: none"> ・価格の妥当性 | 要項 11(1)⑥ |

【別表2】第2次審査評価基準

| | | 評価区分 | 評価項目 | 記載箇所 |
|----------|-------|----------------------|---|-----------|
| 提案 内容 | No.1 | 実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の理解 ・業務の進め方、スケジュール ・留意点の整理 | － |
| | No.2 | 特定テーマ1 「実現方策検討①」 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本計画との関連性 ・駅前広場等の整備方策 | 仕様書 6(1) |
| | No.3 | 特定テーマ2 「実現方策検討②」 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業フレームの検討能力 ・スムーズな事業実現 | 仕様書 6(1) |
| | No.4 | 今後の展開に対する提案、その他独自の提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の展開に対する考え方 ・独自の提案に向けた考え方 | － |
| | No.5 | プレゼンテーション | <ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション力 (説明力、説得力、応答力) | － |
| 事業者 | No.6 | 業務実施体制 (管理技術者) | <ul style="list-style-type: none"> ・保有資格 (※設計共同体の場合：代表構成員より選出) | 要項 11(1)④ |
| | No.7 | 業務実施体制 (管理技術者) | <ul style="list-style-type: none"> ・担当実績 (※設計共同体の場合：代表構成員より選出) | 要項 11(1)④ |
| | No.8 | 業務実施体制 (担当技術者) | <ul style="list-style-type: none"> ・保有資格 | 要項 11(1)④ |
| | No.9 | 業務実施体制 (担当技術者) | <ul style="list-style-type: none"> ・担当実績 | 要項 11(1)④ |
| | No.10 | 業務実績 | <ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似業務の履行実績 | 要項 11(1)⑤ |
| 価格 | No.11 | 見積書 | <ul style="list-style-type: none"> ・価格の経済性 (※配点上限 + (1-提案額/最低額) × 2 × 配点上限) | 要項 11(1)⑥ |
| | No.12 | | <ul style="list-style-type: none"> ・価格の妥当性 | 要項 11(1)⑥ |